

【マレーシア】人身取引及び移民の不法入国防止に係る法改正

海外立法情報課 日野 智豪

* 2022年1月19日、人身取引及び移民の不法入国防止（改正）法が制定された。同法は、人身取引罪・移民の不法入国犯罪の罰則強化、加重犯罪の新設等、19項目を改正する。

1 改正の背景・経緯及び法律の構成

マレーシアでは、2007年7月18日、国内及び国外で起こった人身取引に係る犯罪を管理・防止することを目的に、「人身取引防止法」¹が制定された。2010年には、国外から密航して入国する移民について規定する章（第3A章）が新設され、それに伴い、法律の略称も「人身取引及び移民の不法入国防止法」に変更された。2015年10月26日、人身取引被害者への補償等を新たに規定した2回目の改正²が行われた。

近年、マレーシアの人身取引及び移民の不法入国の事例の増加傾向が指摘されており、人身取引の事例は、2008年の17件から2020年には165件に、移民の不法入国の事例は、2010年の3件から2020年には265件に増加したと報告されている。人身取引・移民の不法入国防止評議会（Council for Anti-Trafficking in Persons and Anti-Smuggling of Migrants）の統計によれば、2015年から2021年6月までに人身取引に関わった2,732人が逮捕されている³。また、アメリカ国務省が発表した『2021年人身取引報告書』において、マレーシアは、人身取引撲滅のための重要な努力を怠っている国家として、最低ランクである第3階層（Tier 3）に格下げされている⁴。

このような状況を受け、2021年10月27日、3回目の改正となる人身取引及び不法入国防止（改正）法案が下院に提出され、同年12月15日に可決され、上院では同月23日に可決された。2022年1月19日、全19か条から成る「2022年人身取引及び不法入国防止（改正）法」⁵が制定された（2022年1月25日公布、同年2月22日施行）。

人身取引及び移民の不法入国防止法は、第1章：序文、第1A章：高級委員会、第2章：人身取引・移民の不法入国防止評議会、第3章：人身取引罪、免責等、第3A章：移民の密航、第4章：施行、第5章：人身取引被害者の救護及び保護、第6章：雑則の全8章89か条から成る。なお、今回の改正で、法律の章構成に変更はない。

2 今回の改正の主な内容

(1) 「人身取引」の定義の拡大（第2条の改正）

改正法は、「人身取引」を、「搾取を目的として、①威力若しくは力の行使又は他の形態の

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月8日である。

¹ Anti-Trafficking in Persons Act 2007 (Act 670). <<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/79357/85299/F1751570564/MYS79357.pdf>>

² Anti-Trafficking in Persons and Anti-Smuggling of Migrants (Amendment) Act 2015 (Act A1500). <https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/20151102_1500_BI_WJW005504%20BI.pdf>

³ “Eradicating Human Trafficking, Smuggling Activities,” *The Stars*, Aug 2, 2021. <<https://www.thestar.com.my/news/nation/2021/08/02/eradicating-human-trafficking-smuggling-activities>>

⁴ “2021 Trafficking in Persons Report: Malaysia,” U.S. Department of State website <<https://www.state.gov/reports/2021-trafficking-in-persons-report/malaysia/>>

⁵ Anti-Trafficking in Persons and Anti-Smuggling of Migrants (Amendment) Act 2022 (Act A1644). <https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1721503_BI/Act%20A1644.pdf>

威圧による脅迫、②拉致、③詐欺、④詐取、⑤権力濫用等といった手段によって、人を募集し、輸送し、譲渡し、取得し、維持し、蔵匿し、提供し、又は受領する全ての行為」と規定し、人身取引の定義を拡大した。

(2) 人身取引・移民の不法入国防止評議会の評議員数の変更（第6条の改正）

人身取引・移民の不法入国防止評議会の評議員数に関して、従来、人身取引被害者及び不法入国した移民の保護・支援に際し、①非政府組織から3名以内、②人身取引及び移民の不法入国に関する専門知識を有する非政府組織又はその他の関連組織から2名以内を任命するとしたが、改正法では、①を5名以内、②を3名以内に増加させる。

(3) 人身取引罪の罰則強化（第12条の改正）

人身取引を行った者に対する禁錮刑に関して、従来の「15年以下」から、改正法では「20年以下」に引き上げられた。

(4) 人身取引の加重犯罪（第13条の改正）

人身取引の加重犯罪として、人身取引被害者が児童ではない場合、又は身体的・精神的障害を持たない場合、①重大な傷害、②死亡、③自殺、④HIV/AIDS等の生命を脅かす疾病を引き起こさせるような人身取引、⑤組織的犯罪集団の活動の一環として行われる人身取引、⑥公務執行中に行われる公務員による人身取引を新たに規定した。係る加重犯罪を行った者は、無期又は5年以上の禁錮刑に処され、さらにむち打ちに処せられる。

(5) 児童又は身体的・精神的障害を持つ者に対する人身取引の罰則強化（第14条の改正）

児童又は身体的・精神的障害等を持つ者⁶に対する人身取引を行った者に対する罰則に関して、従来の「3年以上20年以下の禁錮刑及び罰金」から、改正法では「無期又は5年以上の禁錮刑、さらにむち打ち」に引き上げた。

(6) 人身取引被害者の輸送に関する罰則強化（第15A条の改正）

人身取引被害者を陸路、海路又は空路でマレーシアを通過させた者、又は当該行為を手配し、又は支援した者の禁錮刑が、従来の「7年以下」から、改正法では「15年以下」に引き上げられた。

(7) 人身取引の勧誘に関する罰則強化（第19条の改正）

人身取引を実行するため、故意に他人を勧誘した者の禁錮刑が、従来の「10年以下」から、改正法では「15年以下」に引き上げられた。

(8) 移民の不法入国犯罪に対する罰則強化（第26A条の改正）

移民を不法入国させた者に対する禁錮刑が、従来の「15年以下」から、改正法では「20年以下」に引き上げられた。

(9) 移民の不法入国に関する加重犯罪（第26B条の改正）

公務執行中に移民を不法入国させた公務員は、不法入国の加重犯罪として、係る犯罪の罰則が、従来の「3年以上20年以下の禁錮刑若しくは罰金、又はその併科」から、改正法では「無期又は5年以上の禁錮刑、さらにむち打ち」に引き上げられた。

(10) 女性・家族・コミュニティ開発省の権限強化（第42条の改正）

改正法では、女性・家族・コミュニティ開発大臣は、人身取引被害者のための保護施設の維持・管理・運営等に関する全ての事項について責任を負うと規定された。

⁶ 今回の改正で、児童に加え、「身体的な若しくは精神的な障害又は状態のために自己を十分に保護することができない者」が、新たに規定された。